

西村あさひ法律事務所

米国個人情報保護法最新動向
ADPPA Bill の概要(11) 企業の説明責任(2)

北米 / 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2022 年 11 月 22 日

執筆者:

E-mail✉ 石川 智也

E-mail✉ 河合 優子

E-mail✉ 久保 慶太郎

E-mail✉ 佐々木 将也

本連載は、米国版 GDPR と呼ばれることのある、米国の連邦レベルでの個人情報保護法である American Data Privacy and Protection Act (ADPPA) の案について、個別の規定を紹介することを目的とする。第 11 回では、企業の説明責任(Corporate Accountability)として定められている規定のうち、サービスプロバイダ及び第三者(Service providers and third parties)に関連する規律について紹介する。

なお、ADPPA の案の全体像や今後の見込みについては、[本ニュースレター2022 年 6 月 6 日号](#)や[同 7 月 22 日号](#)をご参照いただきたい。また、本連載では、2022 年 7 月 20 日に下院に提出された条文を参照しているが、条文は今後も変更の可能性があるので、参照に当たっては、随時最新の内容であるか慎重に確認されたい。

IV 企業の説明責任(Corporate Accountability)

3. サービスプロバイダ(Service providers)

(1) 概要

ADPPA は、サービスプロバイダ(service provider)のコンセプトを設け、サービスプロバイダに適用される義務・規律及び所定の場面での免責を定めている。¹

ADPPA 上、サービスプロバイダ(service provider)とは、個人又は事業体であって、(i)対象事業体又は連邦政府・州政府・部族(Tribal)の政府・準州の政府若しくは地方政府の機関のために、及びそれらの指示に基づいて、対象データを収集、処理又は移転し、かつ(ii)対象事業体又は連邦政府・州政府・部族の政府・準州の政府若しくは地方政府の機関から、又はそれらのために、対象データを受領するものをいう(2 条(29)(A))。また、上記に加えて、ADPPA に従ってサービスプロバイダデータ(後述)を他のサービスプロバイダから受領する者も、当該データについてサービスプロバイダとして扱われる(2 条(29)(B))。

また、サービスプロバイダデータ(service provider data)とは、対象事業体等のために、かつ対象事業体等の指示に従って、サービスプロバイダがサービス等を履行することを可能とする目的で、当該対象事業体等のためにサービスプロバイダにより収集若しくは処理される対象データ又は当該対象事業体等からサービスプロバイダに移転される対象データをいう(2 条(30))。

(2) サービスプロバイダの義務(302 条(a))

サービスプロバイダは、対象事業体と同様、市民権保護の遵守、データセキュリティの義務を負う他、以下の義務を負う。

- ① 対象事業体の指示を遵守し、かつ対象事業体との間の契約に定められたサービスを対象事業体に提供するために必要かつ整合する範囲でのみサービスプロバイダデータを収集、処理及び移転すること。

¹ サービスプロバイダの義務等に係る 302 条は、対象事業体の指示に従い、又は対象事業体に協力する義務する等を規定しているが、サービスプロバイダが政府機関に対してサービスを提供する場合には、政府機関との関係でも同様の義務を負う(302 条(f))。

- ② 当該データに関して対象事業者がADPPAに違反したことを確知している場合は、当該サービスプロバイダデータを収集、処理又は移転しないこと。
- ③ 以下のいずれかの方法により、203条又は204条に基づく個人の要求(権利行使)への対応について、対象事業者を支援すること。
 - (a) 対象事業者がサービスプロバイダデータに係る当該要求を遵守できるよう、処理の性質及びサービスプロバイダにおいて合理的に入手可能な情報を考慮して、適切な技術的措置及び組織的措置を提供すること
 - (b) 当該要求のうち対象事業者が遵守すべきと判断したものを実行するために、以下の方法により、対象事業者の要求に従うこと
 - (i) 対象事業者の指示に従って当該個人の要求に応じること
 - (ii) 当該個人の要求に関連する対象データを保有していない対象事業者、当該個人の要求に応じることが自己の法的義務と相反することとなる対象事業者、又は当該個人の要求が203条若しくは204条の適用除外事由に該当する対象事業者に対して、書面による証明を提供すること
- ④ 対象事業者のためにサービスプロバイダデータを処理する目的で他のサービスプロバイダを起用する際には、事前にその旨を当該対象事業者に通知し、かつ、当該他のサービスプロバイダに対して、当該サービスプロバイダデータに関してサービスプロバイダとしての義務を果たすこと(当該他のサービスプロバイダが当該サービスプロバイダデータに関してADPPA上のサービスプロバイダとされることを含む)を要求する書面による契約を締結すること。
- ⑤ 対象事業者から合理的な要求を受けた場合には、サービスプロバイダがADPPA上の義務を遵守していることを示すために必要な情報を対象事業者に提供すること。これには、サービスプロバイダと対象事業者が合意した条件によりサービスプロバイダが実施した独立評価の報告書を提供すること、対象事業者が301条(d)又は(e)によって要求されるプライバシー影響評価を実施し、文書化するために必要な情報を提供すること、及び207条(c)(2)に基づき要求される報告書を提供することが含まれ得る。
- ⑥ 対象データの保持が法律で義務付けられている場合を除き、対象事業者の指示により、サービスの提供終了時に要求されたとおりに、対象データの全部を削除し又は対象事業者に返還すること。
- ⑦ 208条に従ってサービスプロバイダが処理する対象データのセキュリティ及び機密性を保護するよう設計された、合理的な管理的、技術的若しくは物理的安全措置を開発、実施及び維持すること。
- ⑧ 対象事業者又はその指定する評価者による合理的な評価を許容し、協力すること。なお、上記に代えて、サービスプロバイダは、適切かつ許容された管理基準又は枠組み及び評価手続を用いて、ADPPAの定める義務を支えるサービスプロバイダの方針並びに技術的及び組織的措置に関する評価を実施するために、資格を有する独立評価者を起用することができるが、要求があれば当該評価の報告書を対象事業者に提供しなければならない。

(3) 対象事業者とサービスプロバイダとの間の契約(302条(b))

個人又は事業者がサービスプロバイダとして行為できるのは、対象事業者又は他のサービスプロバイダ(以下、本項目において「対象事業者等」という)との間で以下の条件を満たす書面の契約に従う場合に限られる。

- ① 対象事業者等のために行う収集、処理又は移転に関して、サービスプロバイダのデータ処理手順が規定されていること
- ② 以下の事項が明確に規定されていること
 - (i) データの収集、処理又は移転に関する指示
 - (ii) 収集、処理又は移転の性質及び目的
 - (iii) 収集、処理又は移転の対象となるデータの種類
 - (iv) 処理期間
 - (v) 両当事者の権利義務(サービスプロバイダが対象事業者に対してプライバシーに関する実務の重大な変更を通知する方法を含む)
- ③ 対象事業者等をADPPAの定める義務又は責任から解放するものではないこと
- ④ 以下の事項を禁止していること
 - (i) 302条(a)に違反して対象データを収集、処理又は移転すること
 - (ii) 101条(b)(1)～(15)に記載された目的を実現するために必要でないにもかかわらず契約において許容されてい

る場合に、サービスプロバイダデータと他の対象データ(サービスプロバイダが他の者から若しくは他の者のために受領する対象データ、又はサービスプロバイダが個人との交流を通じて自ら収集する対象データ)とを結合すること

なお、サービスプロバイダは上記契約の写しを保管しておかなければならない。

(4) 対象事業者であるか、サービスプロバイダであるかの判断(302条(c)(1)(2))

特定の対象データの処理に関して、ある者が対象事業者であるかサービスプロバイダであるかは、事実に基づいて判断されるものであり、当該データの処理に係る実態による。以下のような場合は、当該対象データの処理に関しては、サービスプロバイダではなく、対象事業者に該当する。

- (i) 対象事業者からの指示に基づく対象データの処理に何ら制限がない者
- (ii) 対象事業者からの指示を遵守しない者
- (iii) 対象データの処理の目的及び手段を決定する場合

(5) 免責(302条(c)(3)(4))

ADPPA 上の要件を遵守してサービスプロバイダに対して対象データを移転する対象事業者、又は ADPPA 上の要件を遵守して対象事業者若しくは他のサービスプロバイダに対して対象データを移転するサービスプロバイダは、当該移転時において、当該移転先のサービスプロバイダ又は対象事業者が ADPPA に違反することを確知していない限り、当該移転先による ADPPA の違反に対して責任を負うことはない。

また、ADPPA 上の要件を遵守して対象データを受領した対象事業者又はサービスプロバイダは、移転元の対象事業者又はサービスプロバイダが ADPPA に違反したとしても、ADPPA 違反に問われることはない。

4. 第三者(Third parties)

(1) 概要

ADPPA は、サービスプロバイダの他に、第三者(third party)のコンセプトも設け、第三者によるデータ処理の範囲を明確化している。

ADPPA 上、第三者(third party)とは、以下いずれの要件をも満たす個人又は事業者(対象事業者を含む)をいう(2条(35)(A))。

- ① 当該対象データを収集、処理又は移転する者であって、当該対象データを、当該対象データに関連する又は関連し得る個人から直接収集していない者
- ② 当該データに関して、サービスプロバイダでない者

但し、複数の個人又は事業者が共通の所有又は企業支配(corporate control)のもとで関連している場合であって、合理的な消費者において当該関連する個人・事業者が情報を共有していると合理的に想定する場合には、当該関連する個人・事業者から対象データを収集する個人又は事業者は、第三者には該当しないと規定されている(2条(35)(B))。

また、ADPPA 上、第三者に移転された対象データを、第三者データ(third party data)という(2条(37))。

(2) 許容されるデータ処理の範囲(302条(d))

第三者は、第三者データがセンシティブデータである場合には、個人が積極的に明示的な同意を与えた処理目的又は 101 条(b)の(1)、(3)若しくは(5)に列挙された目的を達成するとの目的以外の目的で第三者データを処理してはならない。また、第三者データがセンシティブデータではない場合においては、対象事業者が 202 条(b)(4)に従って開示した処理目的以外の目的で第三

者データを処理してはならない(302条(d)(1))。

なお、上記に関して、第三者は、第三者データの移転元である対象事業体による表明について合理的なデュー・デリジェンスを行い、当該表明は信頼できるものと判断した場合には、当該表明に合理的に依拠することができる(302条(d)(2))。

5. 対象事業体に対する追加的義務

対象事業体又はサービスプロバイダが、(他の)サービスプロバイダを選定する場合及び第三者に対して対象データを移転することを決定する場合には、合理的なデュー・デリジェンスを行わなければならない(302条(e)(1))。

なお、上記義務については、ADPPAの施行から2年以内に、FTCが大規模データ保有者、その他の対象事業体及び小規模事業者における負担を踏まえてガイダンスを公表することとされている(302条(e)(2))。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 